

鯖江市地域再生可能エネルギー導入目標策定業務委託仕様書

1 業務委託名

鯖江市地域再生可能エネルギー導入目標策定業務

2 業務の目的

本業務は、2050年までの脱炭素社会の実現を見据えて、温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオを作成し、再生可能エネルギーの導入目標と本市の脱炭素ロードマップを策定すること等を目的としている。策定する脱炭素ロードマップは、温暖化対策実行計画(区域施策編)に反映させる予定である。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

4 業務内容

(1) 基礎情報の収集・現状分析

本市の地域特性を示す基礎情報を収集し、上位計画・関連計画との関係整理を行う。

市内の事業者、関係団体へのヒアリングなどを通じて、市内における再エネ導入や温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況を把握し、ゼロカーボンシティ実現に向けて解決すべき地域課題を整理する。

(2) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

本市の経済・社会特性などを踏まえ、現況の温室効果ガス排出量の推計を行う。

将来の温室効果ガス排出量推定については、BAU(Business As Usual, なりゆき)シナリオに加え、対策を実施した場合の複数パターンを設定して推計を行う。

なお、各推定は 部門別(産業・民生業務・民生家庭・運輸・廃棄物)に分けて行う。

(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

抽出された地域課題や地域の温室効果ガス排出量の将来推計の結果を踏まえ、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた将来ビジョン(絵姿)を作成する。

将来ビジョン作成に当たっては、取組の実施主体となる市民や事業者が魅力的なライフスタイルや事業活動の将来像を具体的にイメージすることができるイラストを作成する。

市内各地域でワークショップを開催し、市民や事業者と将来ビジョンの共有を行い、施策実施における課題抽出を行う。

地域の温室効果ガス排出量推計の結果や将来ビジョンの内容を踏まえ、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた複数の脱炭素シナリオを作成する。

作成した複数の脱炭素シナリオにおいて温室効果ガス排出量の将来推計を行う。なお、各推計では、定量的な進捗管理が実施しやすい指標設定をすることとする。

(4) 再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の実情に沿った再エネ導入ポテンシャルやエネルギー消費量の将来推計結果を踏まえ、再エネの選定および導入に関する目標設定を部門別に行う。

また、再エネを導入する場合の事業性評価について、経済効果の推計および損益分岐点の検討、水平展開に向けた目標設定などについても検討する。

(5) 設定する脱炭素シナリオを実現し、再エネ導入目標を達成するために必要な政策および指標の検討ならびに重要な施策に関する構想の策定

(3)および(4)で設定するシナリオに沿って、2050年カーボンニュートラル実現に向けた今後の政策を検討し、脱炭素化と地域課題の同時解決に資する具体的事業を検討する。

(6) 「鯖江市脱炭素ロードマップ策定委員会（仮称）」の開催支援

上記(1)～(5)の事業実施に当たり、本市は地域内外のステークホルダーとの合意形成や専門的知見を有する学識経験者を交えた委員会「鯖江市脱炭素ロードマップ策定委員会（仮称）」を開催する予定であり、本委員会開催の支援（会議資料や議事録の作成支援等）を行う。

本事業の期間中、2回以上の委員会開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催方法については適宜状況判断を行う。

5 契約時の条件

業務委託候補者を選定後、契約時には以下の条件を付すことになるので、工程表や参考見積作成時に留意すること。

(1) 業務実施方法

ア 契約時の仕様書に明示されていない事項については、鯖江市の指示を仰ぐこと。

イ 自社の社員の中から管理技術者および担当技術者を選任するとともに、本業務の履行に当たり適切な人員を配置すること。

(2) 業務計画書の提出

ア 契約締結後7日以内に業務着手届および業務計画書を鯖江市に提出すること。

イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。

(ア) 業務内容

(イ) 業務詳細行程

(ウ) 業務実施体制および組織図

(エ) 管理技術者、担当技術者一覧および経歴書

ウ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに鯖江市に文書で提出し、承認を得ること。

(3) 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

ア 業務報告書：3部（打合せ議事録、会議資料などの業務の経過が分かるものを含む。）

イ その他参考資料（報告書に含まれない資料）：3部

ウ 上記、成果品の電子データ：1式（CD-R等）

データ形式は、Microsoft Word など編集可能な形式と、PDF 等閲覧用の形式の両方とする。

(4) 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て鯖江市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに関わる著作権については、この限りではない。

(5) 情報管理等

ア 適正管理

受託者は、その業務に関して知り得た情報の漏えい・滅失および毀損の防止、その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用および提供の制限

受託者は、鯖江市の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を本業務以外の目的に利用し、または受託者以外の者へ提供してはならない。

ウ 複写・複製の禁止

受託者は、その業務を処理するために鯖江市から提供された情報が記録された資料等を、鯖江市の承諾なしに複製・複写してはならない。

エ 資料などの返還

受託者は、その業務を処理するために、鯖江市から提供を受け、または自らが収集・作成した情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに鯖江市に返還するものとする。ただし、鯖江市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

オ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して契約時の仕様書に記載の事項を遵守させること。

カ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに鯖江市に報告し、指示に従うものとする。